

引受保険会社：東京海上日動火災保険
トータルサポートサービス付き海外旅行保険のご案内

【ご自身のけがや病気に関する補償】		
治療・救援費用		
補償金額：1億円		
ケガ	病気	救援費用
<p>旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合。</p> 	<p>旅先での病気が原因で治療が必要になった場合。</p> 	<p>ケガや病気で長期入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合。</p> 
死亡・後遺障害		
補償金額：1,000万円		
<p>旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合や、旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合。</p>		
【他人にケガなどをさせてしまったときの補償】		
補償金額：1億円		
賠償責任・留学生賠償責任		
<p>人にけがをさせてしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまったりして法律上の賠償責任を負った場合。</p>		
【持ち物に関する補償】	【その他の費用に関する補償】	
補償金額：40万円	補償金額： 航空機寄託手荷物 10万円 航空機遅延費用 2万円	
<p>携行品損害 (※1) (※2) (※3) 留学生生活用動産損害 (※1) (※2) (※4)</p> <p>旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合や、デジタルカメラなどを落として壊してしまった場合。</p> <p>(※1) 携行品（パスポートを含みます。）の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。 (※2) 携行品 (※4) 1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。 (※3) 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、合計で30万円がお支払いの限度となります。（保険金額30万円超の場合） (※4) 留学生生活用動産の場合、宿泊・居住施設保管中の物も含まれます。</p> 	<p>航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合。(※5)</p> <p>(※5) 身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。</p> <p style="text-align: center;">航空機遅延 2万円</p> <p>航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合。</p> 	

※ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

<取扱代理店>株式会社 ライフパートナーズ TEL082-255-5077

トータルサポートサービス付き海外旅行保険のご案内

タイプA：広島大学推奨プラン



	補償項目	タイプA	補償内容
【ご自身のけがや病気に関する補償】	治療・救援費用	1億円	ケガ：旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合 病気：旅先での病気が原因で治療が必要になった場合。 救援費用：ケガや病気で長期入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合。 
	死亡・後遺障害	1,000万円	旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合や、旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合。 
【他人にケガなどをさせてしまったときの補償】	賠償責任/留学生賠償責任	1億円	人にけがをさせたり、ホテルの部屋を水浸しにしたりして法律上の賠償責任を負った場合。 
【持ち物に関する補償】	携行品損害 (※1) (※2) (※3) 留学生生活用動産 (※1) (※2) (※4)	40万円	旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合や、デジタルカメラなどを落として壊してしまった場合。 (※1) 携行品（パスポートを含みます。）の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。 (※2) 携行品 (※4) 1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。 (※3) 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、合計で30万円がお支払いの限度となります。（保険金額30万円超の場合） (※4) 留学生生活用動産の場合、宿泊・居住施設保管中の物も含まれます。 
【その他の費用に関する補償】	航空機寄託手荷物	10万円	航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合。 (※5) 身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。 
	航空機遅延	2万円	航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合。 